

「不平等度」に関する研究から、要素所得総額でみると、低開発国よりも先進国の方が一層平等的であるという結果がだされていた。これに、本論文の結果を加えると、平等主義的に所得を再分配しようとする努力は、要素所得の分配が最も平等的に行なわれている当の先進国に最も大きいということができると、また、可処分所得についての測定資料がない

ために推測の域をでないわけではあるが、このことから可処分所得の分布は、低開発国よりも先進国の方が一層平等的であろうと結論されているのである。

Phillips Cutright, *Income Redistribution: A Cross-National Analysis*, *Social Forces* Dec., 1967, pp. 180—190.

(渡辺益男 社会保障研究所)

## 近隣地区センターの概念



最近アメリカでは、多目的近隣地区センター multi-purpose neighborhood center が、社会サービス供給状況改善のための有力な手段として関心をひきはじめています。こうしたセンターの原型はセツルメント・ハウスであり、有名なシカゴのハル・ハウス Hull House は1889年に設立されているが、最近の新しい波が生じたのは、「1961年青少年非行取締法」

The Juvenil Delinquency and Youth Offenses Control Act のもとでの、青少年非行対策の一環としてであり、それが、1964年に貧困との戦いが宣せられ、「1964年経済機会法」 The Economic Opportunity Act が制定されるにおよんで、より広範な貧困との戦いの武器として引き継がれるにいたったものである  
都市・農村スラムに住む社会的・経済的下

積み階級には、無教育、未熟練、疾病、失業、就労不能など、相互関連性をもつ解決困難な多問題をかかえた家族が多い。こうした家族に対しサービスや援助を提供するプログラムは近年急激に増大し、1966年には主要なものだけでも162、その背景をなす法令は399にのぼるといわれる。しかしこれに伴って、サービスのこまぎれ化 fragmentation が加速度的に進行し、さらに特殊化専門化へむかう全般的趨勢に拍車をかけられて、横の連絡調整がおろそかにされる傾向が強まってきた。経済機会局 The Office of Economic Opportunity は、経済機会法の適用により、この3年間に約700の近隣地区センターを設置することで、地域レベルでの社会サービスの調整と効果的供給という問題に取り組んできた。この論文には、そうしたセンターのための4つのモデルが紹介されている。

筆者 Michael S. March 博士は、a senior member of the Resources Planning Staff in the Office of the Director, U. S. Bureau of the Budget, Executive Office of the President であり、また The Washington Interagency

Review Committee for the Neighborhood Center Pilot Program にも参加していた。

× × ×

この論文では、近隣地区センターを次のように定義している。「広範な社会サービスを、個人や家族に対し、調整された敏速なやり方で供給することによって、その近隣地区全体の福祉をも高めることに役立つ組織」。その目指す方向は明らかである。すなわち、サービスの総合化、各種プログラム間における資源の共同利用、サービス構成要素の同一場所への集中、サービスの機能的統合。このような総合的体系においては、近隣地区の社会サービス諸機関を、単一の建物ないしは“Social Services Plaza”に集め、それらが提供するすべてのサービスを、中枢サービス部門 core services と中央管理機構 central administration との下で、適切に関連づけ、効果的に管理して、1つの連続体 continuum の中に位置づけることが肝要である。と同時に、近隣地区センターの設置計画、発展、運営の過程に、地域住民をくるみ込むことが成功への鍵となってくる。その方法の1つとし

て、地域住民をセンターのワーカーや補助職員として採用することが示唆されているが、これはスラムやゲッターの住民のために職業をつくり出すという意味でも有意義であろう。

× × ×

#### モデル 1 : 相談・斡旋センター

The Advice and Referral Center

広範な知識と訓練を身につけた generalist 1~2名を配置して、窓口を訪れる人びとの相談に応じさせ、その問題別に助言や利用可能なサービスについての紹介を行なうセンター。英国の市民相談室 The Citizen's Advice Bureau がこれと同じいき方をしている。各種サービス機関が従来どおり地域内に散在し、利用者側の不便が全面的に解消されないという点に問題を残す。

#### モデル 2 : 診断センター

The Diagnostic Center

モデル 1 の generalists に、各方面の専門家からなるカウンセリング・スタッフを連結したセンター。1と同様、インテーク段階では大まかなケースの検討が行なわれ、困難な

問題をもつケースにはカウンセリング・スタッフが責任をもつ。そこではチームによる合同診断に基づいて、総合的サービス計画が立てられ、治療面接、外部機関への委託、一定期間のフォロー・アップをも含めて、継続的なケース処遇を行なうための担当者が決定される。ここでも、特殊サービスは外部機関に委託される。こうした総合的・継続的サービスを行なうためには、関係諸機関の代表が同一場所でスーパーヴィジョンをうけ、相互間の結びつきを一層強化することが要請される。

#### モデル 3 : 総合サービスセンター

The One-Stop, Multi-Purpose Neighborhood Service Center

近隣地区内にある社会サービス諸機関の、予防的・治療的ならびに社会復帰に必要なサービス機能を一カ所に集め、これら相互間の協力提携を強化することを目的としたセンター。モデル 2 のインテークおよびカウンセリング部門が中枢となる。比較的簡単なケースはインテーク部門から直接、サービス部門にまわされ、より複雑なケースはカウンセリング部門を経由することになる。このセンター

はかならずしも単一の建物内に設置されるには限らず、徒歩距離内にあるいくつかの建物に分散設置されることもある。こうした総合センターの設置、運営には多くの困難がともないがちであるが、シカゴをはじめ数都市ではすでにこれを実施に移しており、多問題家族へのアプローチにおいて、その有効性が証明されはじめている。

#### モデル 4 : センターの系列化

##### A Network or System of Centers

より大きな地域の場合には、モデル 3 の総合センターを中心に、近隣地区センターを多数配置してもよい。遠隔地には 1 つ以上の診断センターを設置し、その中間に相談・斡旋所 advice and referral station をおく。この相談・斡旋所は総合センターや各種協力機関にケースを委託できるようになっている。なおいずれの場合にも、学校は地域の重要な社会資源の 1 つとして、これらセンターにリンクされている。

× × ×

以上を要約して、次のようにいえることができる。現行社会サービス体系の欠陥を是正し、

その機能を十分に発揮させるためには、1) 地域ならびに近隣地区組織の改善と住民参加の徹底、2) より密接に関連づけられより効果的となった社会サービス体系の発展、3) サービスの対象を、個人から 1 つの単位としての家族ならびに近隣地区にまで拡大すること、4) 真の問題解決を目指すサービスの積極的な展開が重要である。またその際の行動原理として次の 8 点をあげることができる。

1) サービスとプログラムの中央集権を排除し、これを近隣地区レベルにおろすこと。

2) 住民、とりわけ貧しい住民のニーズに敏感に反応すること。

3) サービス諸機関の集中化や、紹介ルートの確立により、また積極的に援助の手を差し伸べ、必要に応じてフォロー・アップを行なうことによって、サービスやプログラムを近づきやすいものにする。

4) ソーシャル・ワークならびにリハビリテーションの原理を生かすような総合的な型に、各種サービスを調整すること。

5) チーム診断、治療面接、フォロー・アップといった形でのサービス計画の展開を通

して、個人または家族に対する一連のサービスを順序正しく整えること。

6) 旧来のサービス機関と新しく OEO によって設置された機関とを、単一のサービス体系に組み込むことによって、利用可能な資源の一元化をはかること。

7) インテーク、診断的カウンセリング、ケース担当制、記録保管等の中核的サービスや管理を通して全体の活動を調整すること。

8) 個人、家族、近隣地区を悩ましている社会問題の根本的解決を目指す方向へ、サービスや援助を方向づけること。

こうした社会サービスの総合的体系化は決して容易ではない。しかし容易でないからといって、この努力をおこたるならば、どんなに新しいサービスを矢継早にくりだしてみても、結局は複雑化と重複化にわざわざされて、所期の効果をおさめ得ないであろうと結論づけられている。

Michael S. March, *The Neighborhood Center Concept*, *Public Welfare*, April 1968, pp. 97~111.

(村山冴子 社会保障研究所)